

平成24年9月定例会

県土整備委員会説明資料

企業局

(2) 資本的収入及び支出

収入 該当なし
支出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
建 設 改 良 費	2,523,990	226,800	2,750,790	
投 資	514,939	0	514,939	
計	3,038,929	226,800	3,265,729	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,978,774千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額23,459千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額84,977千円、建設改良積立金788,400千円及び過年度分損益勘定留保資金2,081,938千円で補てんするものとする。

(3) 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳	
			県支出金	その他
和田島太陽光発電所建設事業工事請負契約	平成25年度	529,200千円		529,200千円

2 平成24年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

(1) 業務の予定量

区 分	吉野川北岸工業用水道		阿南工業用水道		計	
	補正前	補正後	補正前	補正後	補正前	補正後
建設改良工事（千円）	552,190	607,190	153,970	163,970	706,160	771,160

(2) 資本的収入及び支出

収入 該当なし
支出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
建設改良費	706,160	65,000	771,160	
企業償還金	248,523	0	248,523	
国庫補助金 返	1,500	0	1,500	
計	956,183	65,000	1,021,183	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額877,353千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,277千円、過年度分損益勘定留保資金842,076千円で補てんするものとする。

3 平成24年度徳島県駐車場事業会計補正予算(第1号)

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
駐 車 場 収 益	80,000	0	80,000	
営 業 雑 収 益	3,033	△3,000	33	
受 取 利 息	691	0	691	
特 別 利 益	0	14,631	14,631	
計	83,724	11,631	95,355	

支 出

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
一 般 管 理 費	76,541	7,000	83,541	
支 払 利 息	2,011	0	2,011	
計	78,552	7,000	85,552	

4 徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

(1) 改正の理由

日野谷発電所に係る水利使用許可更新における常時使用水量の変更及びマリンピア沖洲太陽光発電所の新設に伴い、電気事業の規模を改める必要がある。

(2) 改正の概要

- ア 日野谷発電所の常時出力を「18,900キロワット」から「14,400キロワット」に改める。
- イ 電気事業として、新たにマリンピア沖洲太陽光発電所を設ける。

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

5 平成23年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成23年度徳島県電気事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成23年度徳島県電気事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

6 平成23年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成23年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成23年度徳島県工業用水道事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

7 平成23年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成23年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成23年度徳島県土地造成事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

8 平成23年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成23年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を地方公営企業法第32条第2項の規定により処分し、平成23年度徳島県駐車場事業会計の決算を同法第30条第4項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の議決及び認定を受けるものである。

